

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	平成30年7月31日
取り扱い	15時30分 解禁

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）に基づく登録停止措置を行いました。

記

1. 措置対象業者

商号及び登録番号	代表者氏名	所在地
株式会社新光コンサルタント 国土交通大臣登録（建25第2710号）	山岸 洋二	新潟県新潟市中央区 新光町1番地1

2. 措置内容

登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

登録停止対象部門：上水道及び工業用水道部門

登録停止期間：平成30年8月16日から平成30年10月14日までの60日間

3. 措置理由

株式会社新光コンサルタントの社員1名は、佐渡市が平成29年9月に入札を執行した「相川地区配水管布設替詳細設計業務委託」の指名競争入札に際し、同市職員から教示を受けた設計金額に基づいて算出した予定価格に近似する価格で、同社に入札及び落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

これらの事実に基づき、平成30年5月14日に新潟地方裁判所から、刑法(明治40年法律第45号)第60条（共同正犯）及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）の罪により、懲役1年・執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 愛内(内線6121)
(富山県) 富山県政記者クラブ	計画・建設産業課長補佐 高橋(内線6122)
(石川県) 石川県政記者クラブ	Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746